

県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 (案)

制定平成 21 年 11 月 6 日  
一部改正平成 22 年 1 月 19 日  
一部改正平成 24 年 12 月 20 日  
一部改正平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正平成 26 年 2 月 24 日  
一部改正平成 年 月 日

## (目的)

第 1 条 県南交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、県南交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する

必要な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、~~任期は平成29年1月26日まで~~とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～~~(6)~~(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長 又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室企画グループ副課長

~~(5)~~(6) 学識経験者

早稲田大学理工学術院教授

~~(6)~~(7) その他協議会が必要と認める者

① ~~栃木県警察本部交通部交通規制課長~~

~~栃木県警察本部交通部交通指導課長~~

栃木県警察本部交通部総括参事官交通企画課長

② 栃木労働局労働基準部監督課長

~~③ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室企画グループ副課長~~

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～~~(6)~~(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成~~29~~31年~~4~~9月~~26~~30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成~~29~~31年~~4~~9月~~26~~30日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合、第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長~~又はそれらの指名する者~~が全て合意すること。
    - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
  - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
  - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
  - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 15 会長は、次に掲げる事項に~~限り加え、軽微な事項について~~、やむを得ない事由により協議会~~を~~の開催~~する余裕のないが困難な~~場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
  - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成21年11月 6日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 1月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年 1月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年 2月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

塩那交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 (案)

制定平成 21 年 11 月 6 日  
一部改正平成 22 年 1 月 27 日  
一部改正平成 24 年 12 月 20 日  
一部改正平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正平成 26 年 2 月 24 日  
一部改正平成 年 月 日

## (目的)

第 1 条 塩那交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、塩那交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する

必要な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、~~任期は平成29年1月26日まで~~とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～~~(6)~~(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長 又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民
- (5) タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

~~(5)~~(6) 学識経験者

早稲田大学理工学術院教授

~~(6)~~(7) その他協議会が必要と認める者

- ① ~~栃木県警察本部交通部交通規制課長~~  
~~栃木県警察本部交通部交通指導課長~~  
栃木県警察本部交通部総括参事官交通企画課長
- ② 栃木労働局労働基準部監督課長
- ③ 黒磯観光協会長

~~④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長~~

- 2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～~~(6)~~(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成~~29~~31年~~1~~9月~~26~~30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成~~29~~31年~~1~~9月~~26~~30日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合、第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はそれらの指名する者が全て合意すること。
    - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
  - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー

車両の総台数の過半数であること。

- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
  - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
  - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

15 会長は、次に掲げる事項に~~限り~~加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会を~~その開催する余裕のないが困難な~~場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議

会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附則

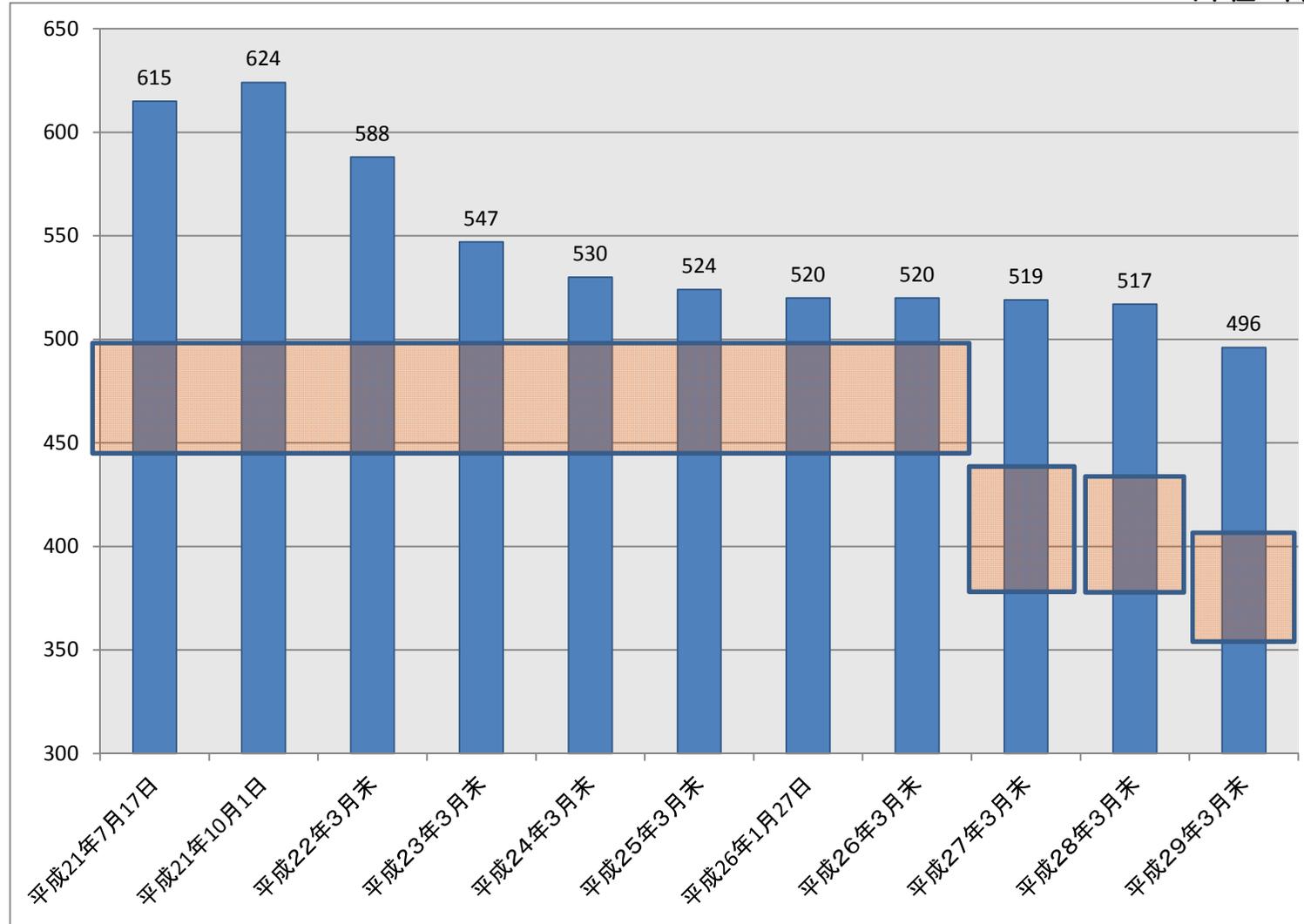
この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## タクシー事業の現状（タクシー業界の取り組み）

# 車両台数と適正車両数

## ● 県南交通圏

(単位：両)

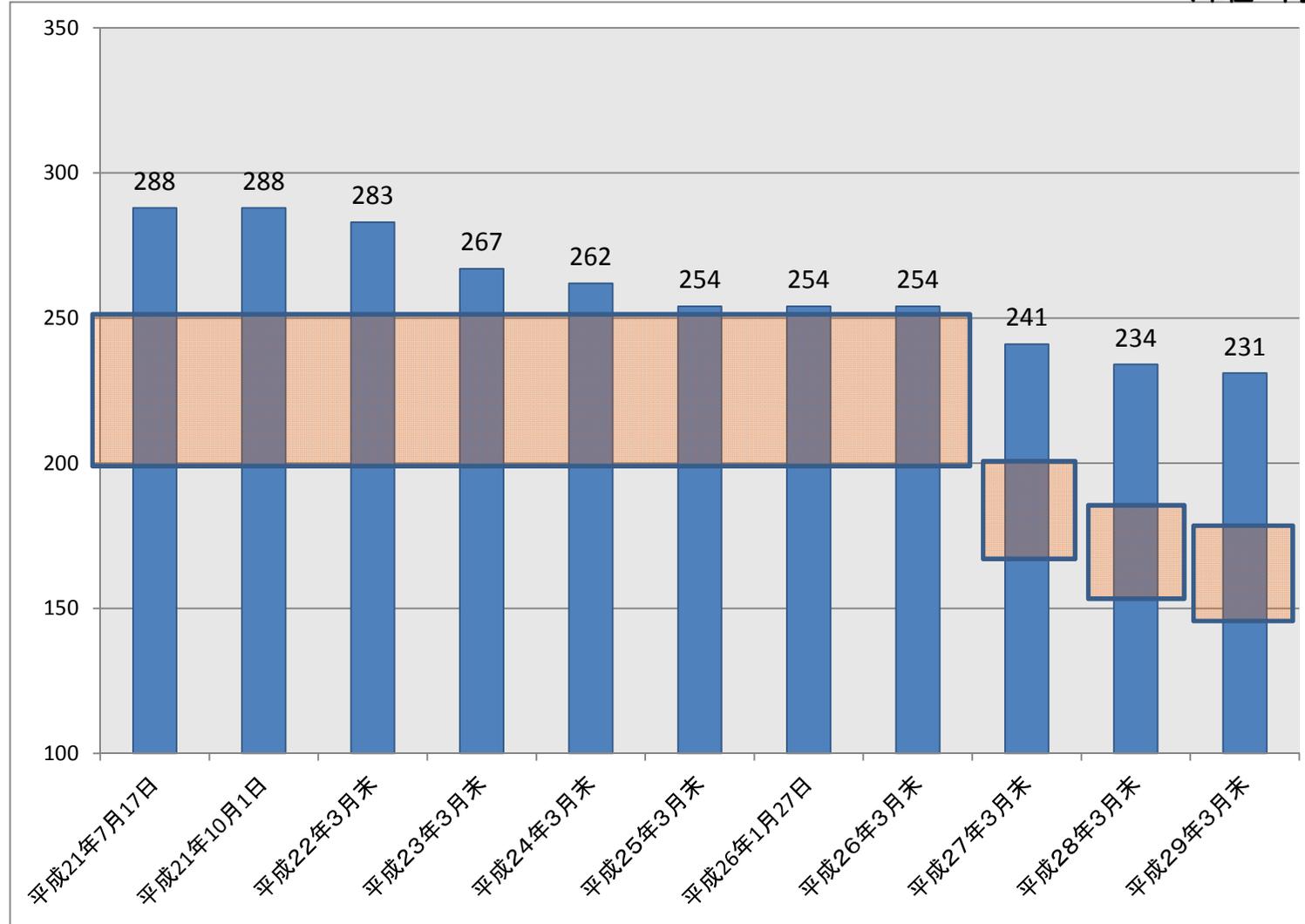


408  
地域計画における  
適正と考えられる  
車両数  
352

# 車両台数と適正車両数

## ●塩那交通圏

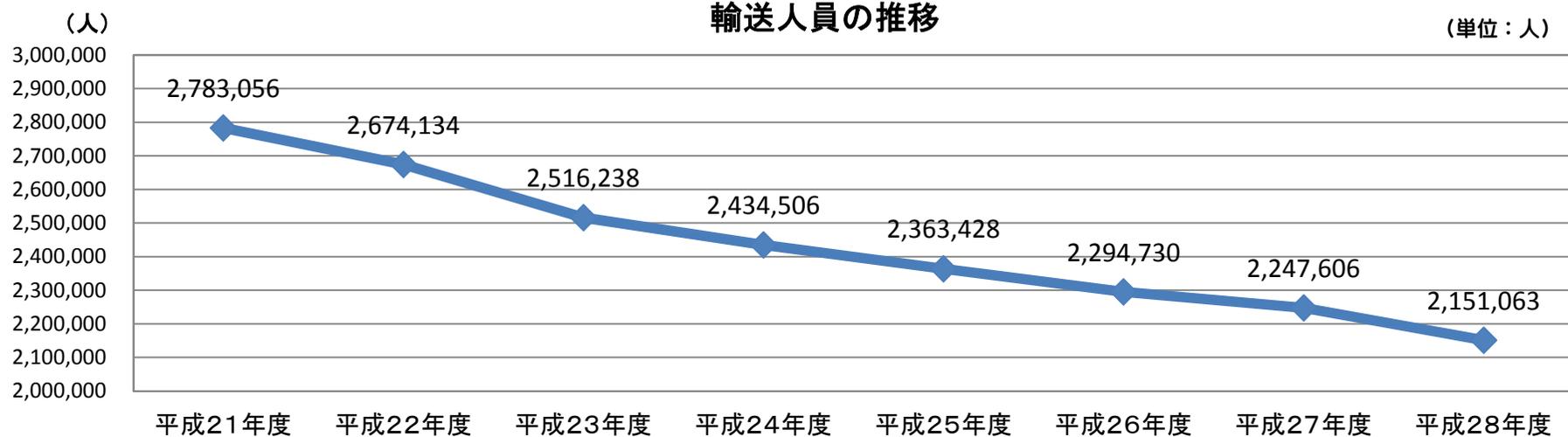
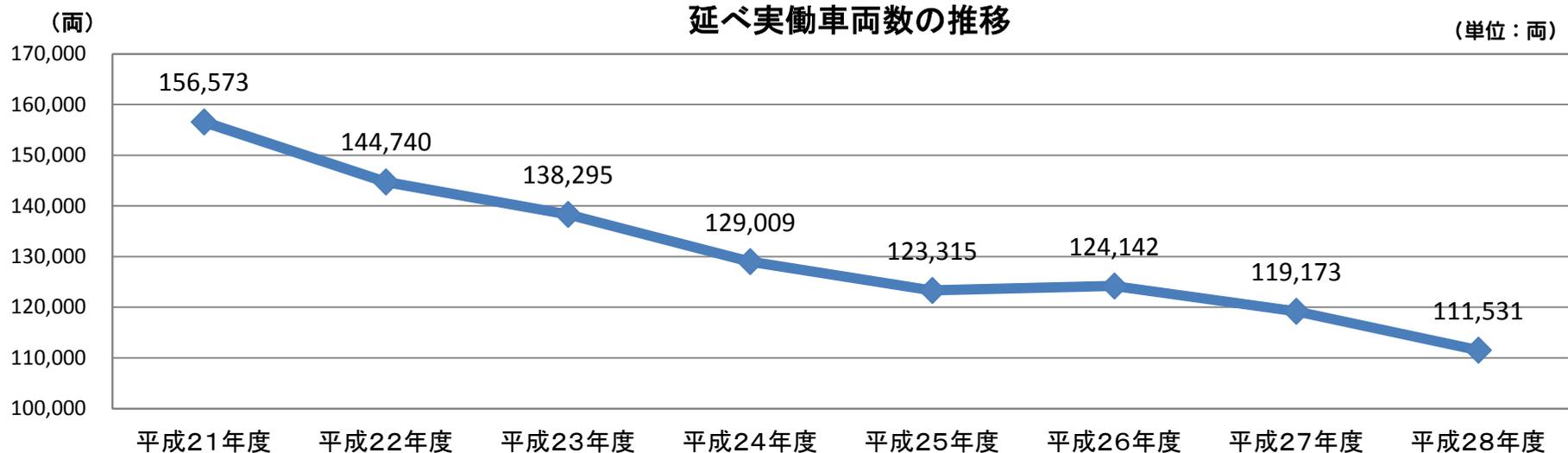
(単位：両)



179  
地域計画における  
適正と考えられる  
車両数  
148

# 各指標の比較【県南交通圏】

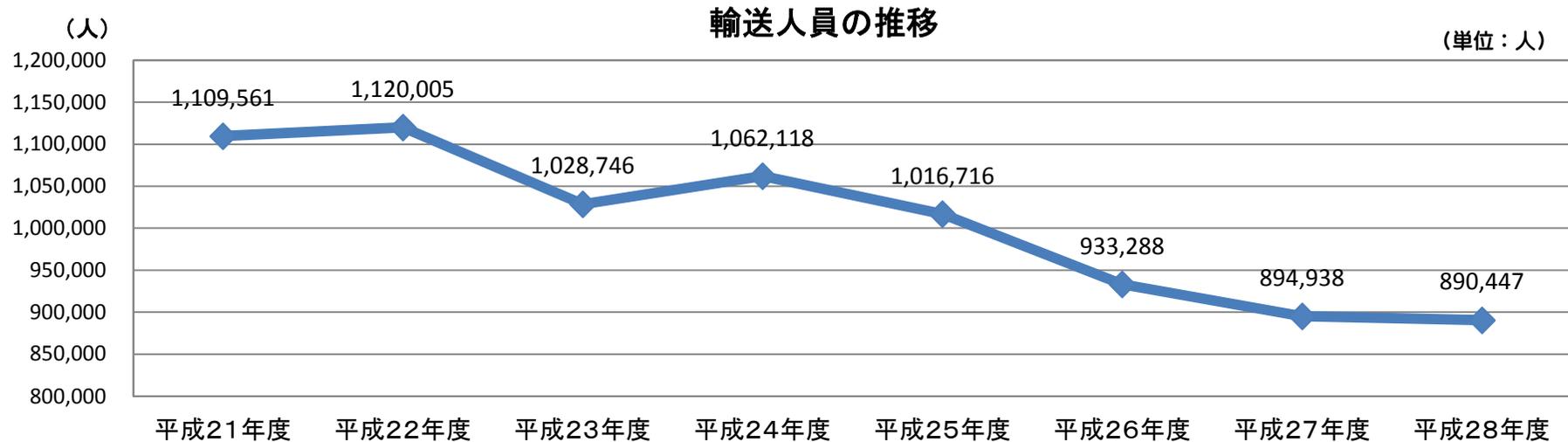
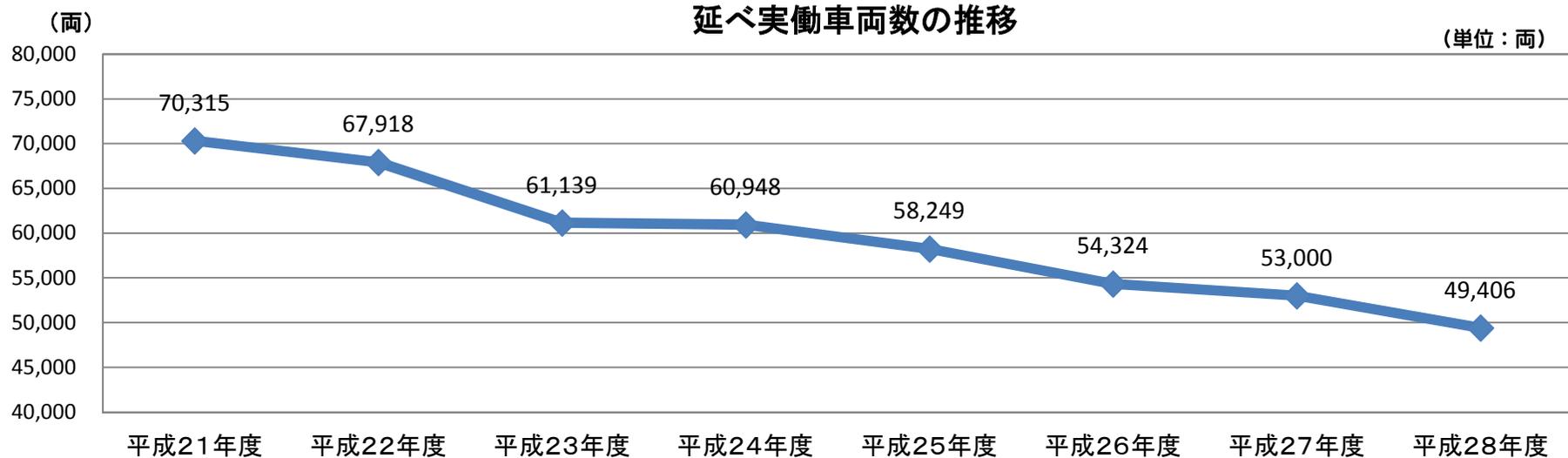
## ●県南交通圏



【(一社) 栃木県タクシー協会調べ】

# 各指標の比較【塩那交通圏】

## ●塩那交通圏



【(一社)栃木県タクシー協会調べ】

# 各指標の比較【県南交通圏】

## ●県南交通圏

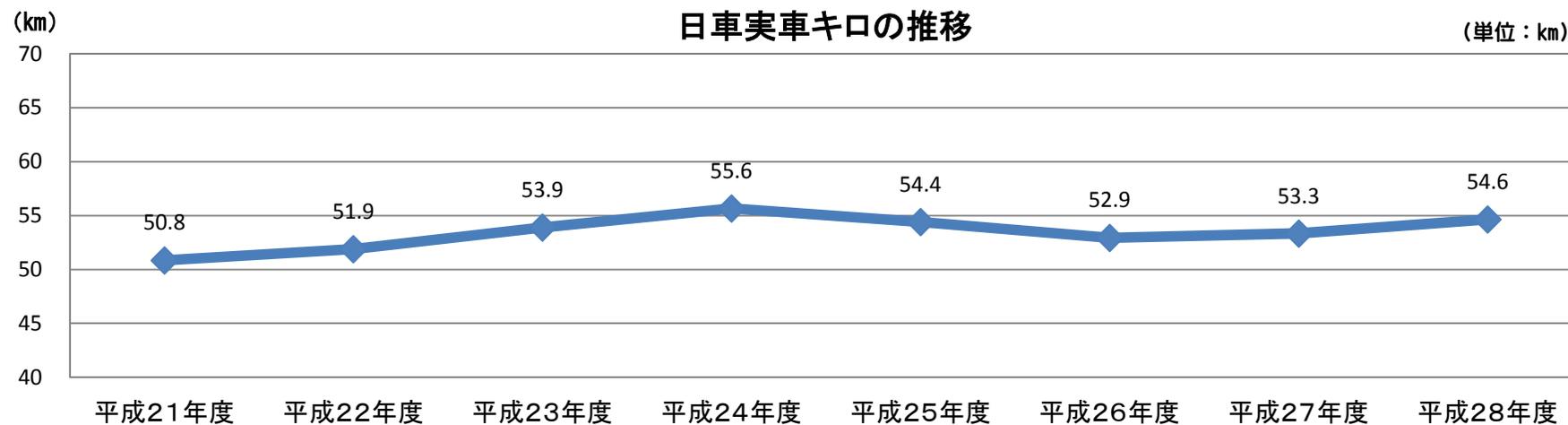
### 日車營收の推移

(単位：円)



### 日車実車キロの推移

(単位：km)



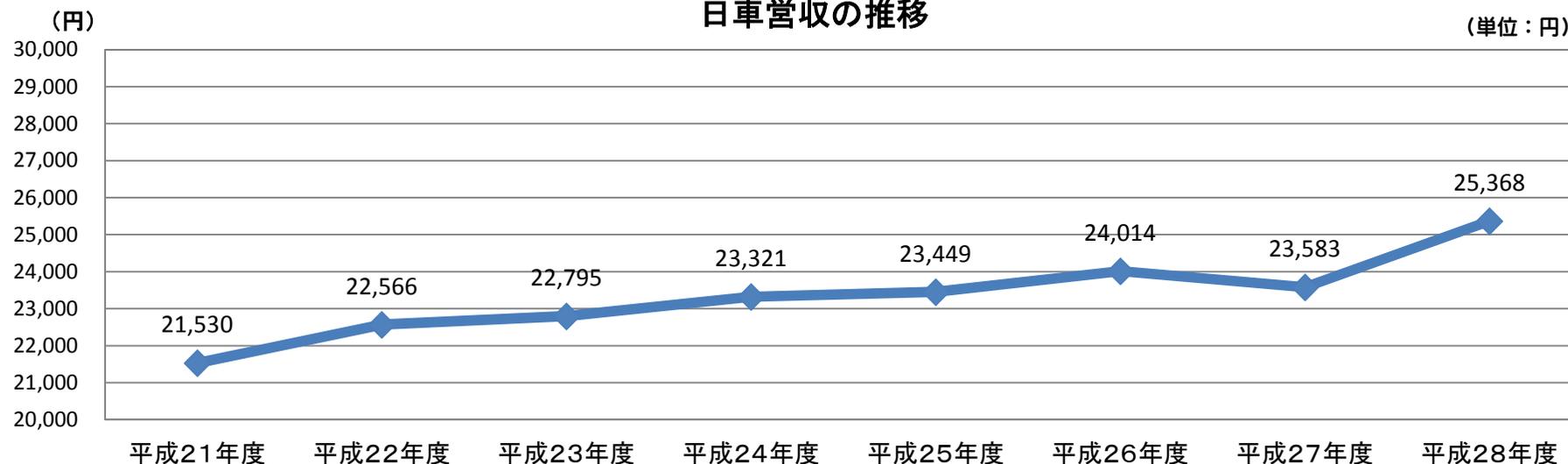
【(一社) 栃木県タクシー協会調べ】

# 各指標の比較【塩那交通圏】

## ●塩那交通圏

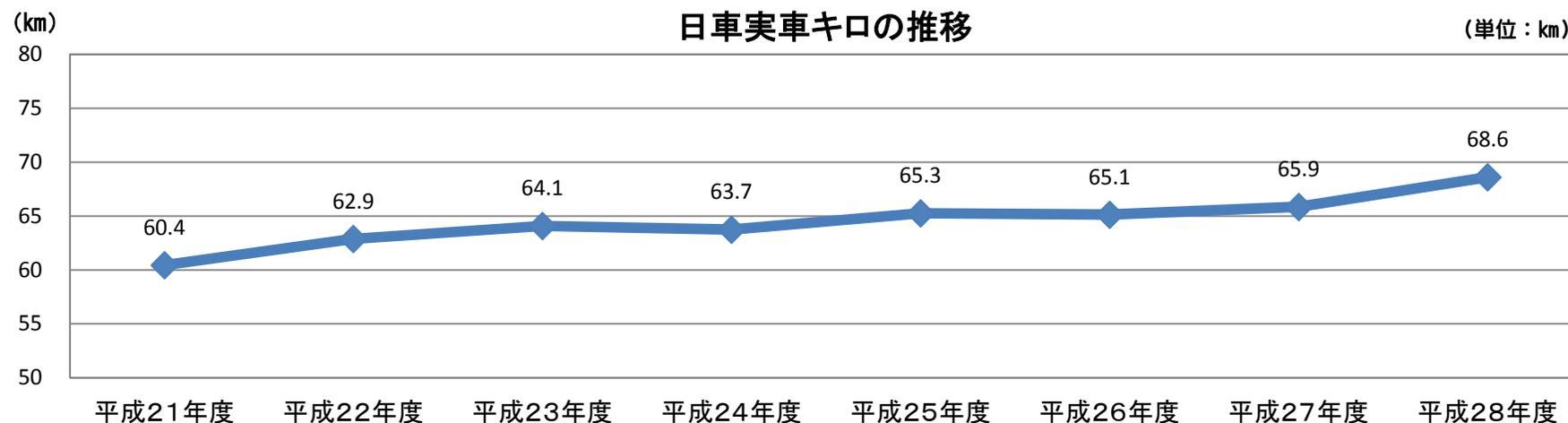
### 日車營收の推移

(単位：円)



### 日車実車キロの推移

(単位：km)



【(一社) 栃木県タクシー協会調べ】

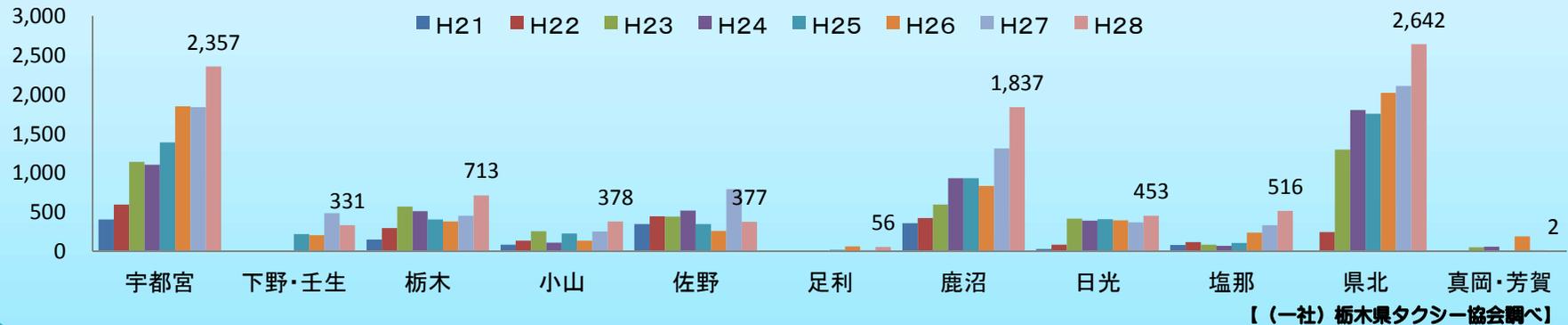
# 地域計画の目標ごとの達成状況

## 地域計画の目標〔①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり〕

### 運転免許返納割引制度

運転免許証返納は、警察庁が高齢者の事故防止の観点から、運転技術の衰えなどを自覚した運転者に自主的に運転免許を返納するよう呼びかける施策であり、そのインセンティブとして様々な割引等の導入を求める警察からの呼びかけに応じて、タクシー事業者が設定したタクシー運賃の割引制度です。

返納者には「運転経歴証明書」が発行され、タクシー利用時にその証明書の提示により、1割引とするものです。



### UDタクシー導入

#### 【ユニバーサルタクシーの導入】

OUDタクシーとは

健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）のタクシー車両であって、流し営業などの通常のタクシー営業に用いるもの。

※国による補助金あり

・導入台数26台



【UDタクシーマーク】

### 乗務員等の研修

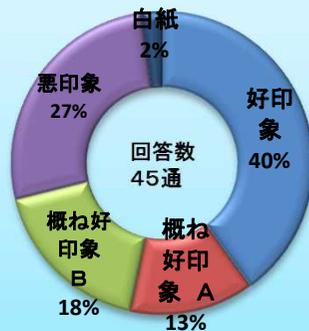
1. タクシー乗務員接客対応研修 33回 1567名
2. ホスピタリティ研修【CS=お客様ご満足研修】8回 1490名
3. 緊急交通事故抑止事業者大会 73社 91名
4. タクシードライバーの交通事故防止講習会 130社 250名
5. 個人タクシー接客マナープレコンテスト
6. ユニバーサルドライバー研修 法人5回 145名、個人61名
7. 健康とコミュニケーションアップ研修 54回 1503名
8. 不当請求者（クレマー）対応講習 39者 55名
9. 障害者の接客対応に関する講習会 90名
10. タクシー運転者おもてなし研修 20回 521名

## 地域計画の目標ごとの達成状況

### 地域計画の目標〔① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり〕

#### 〔顧客満足度調査〕

平成28年4月～平成29年3月の集計結果



好印象	1. 50年以上前から利用しているが、いつも変わらず親切丁寧です。
	2. とても優しい言葉遣いで、笑顔で対応、好感が持てます。
	3. 毎日暑い中ご苦労様です。これからも愛されるタクシードライバーでありますように、心から応援しています。
	4. 気持ちよく家路につけるので大変感謝しています。
悪印象	1. 車内がたばこ臭い。
	2. 乗車時に面倒そうな態度をした。走行中前方車との車間距離が取れてない。急アクセル度々。
	3. 遠回りを指摘も通常どおり請求された。二度と乗りたくない。

概ね好印象 A 評価は高く領収書の発行や忘れ物の注意もきちんと行われていた  
 概ね好印象 B 評価は高いが領収書の発行もしくは忘れ物の注意が行われていなかった

### 地域計画の目標〔② 安全性の維持向上〕

〔ドラレコを活用した事故防止対策の実施〕

○ドライブレコーダーの導入により運転者の安全意識の向上、事故抑止効果、安全教育に活用することができる。

#### 各地導入状況

交通圏	塩那	県南
事業者数	8	14
装着車両数	121	158

#### 事故防止研修会

- 平成26年11月13日  
「視覚障害者の接遇の注意点等について」  
栃木県視覚障害者福祉協会 須藤 様
- 平成27年2月24日  
「交通事故状況及び交通事故防止等について」  
栃木県警察本部交通部交通企画課 細谷 様  
栃木運輸支局 輸送監査担当者 様

# 地域計画の目標ごとの達成状況

## 地域計画の目標〔② 安全性の維持向上〕

### アルコール検知器の義務化

○運転者の飲酒運転を根絶するため、平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化。



### 栃木県内タクシー事故発生件数

単位：件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	増減率 (H21年比)
発生件数	136	103	84	66	60	57	72	52.90%
死者数	0	1	1	0	0	1	0	100%
負傷者数	172	117	105	87	82	73	86	50.00%

【栃木県警察本部「交通年鑑」 抜粋】

## 地域計画の目標〔③ 環境問題への貢献 ④ 交通問題・都市問題の改善〕

### 低公害車の導入

○大気汚染物質の排出が少なく環境への負担が少ない自動車  
※国による補助制度あり

#### ハイブリッドタクシー



19社81両導入

#### EVタクシー



1社1両導入

### タクシー乗り場の改修

#### JR小山駅 東口



#### JR片岡駅 西口



# 地域計画の目標ごとの達成状況

## 地域計画の目標〔⑤ 観光立国実現に向けての取組み〕

### 指差し外国語シート

【指差し外国語シート】

※4カ国語で主要な場所への案内が可能

表



裏



【車両ステッカー】



### 駅から観タク

【パンフレット】

表



裏



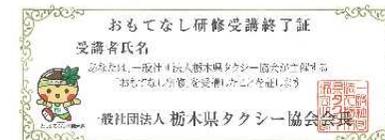
日光・那須塩原・黒磯地区

### おもてなし研修

【研修風景】



【修了証】



おもてなしの心「来てくれてありがとう」の気持ちを  
持って接客しましょう。

精進の心得  
①安全、確実かつ迅速に業務を遂行するように努めなければならない。  
②旅客または公衆に対し、公平かつ適切な対応をしなければならない。  
接客接遇（挨拶）  
「お待ちとおさまでした、どちらまでですか」  
「行き先の確認およびコースの確認」  
「料金は〇〇円です」「ハイ、〇〇円お預かりしました」  
「領収書と〇〇円のお釣りです」  
「どうもありがとうございました」「お疲れ様のごがございましたように」

# 地域計画の目標ごとの達成状況

## 地域計画の目標〔⑥ 防災・防犯対策への貢献〕

栃木県タクシー協会及び栃木県個人タクシー協会と栃木県警察本部は『地域安全パトロール活動』等に関する覚書締結（平成24年5月22日付）

### 【目的】

地域安全に関する活動を推進することにより、各種犯罪や交通事故の発生を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる栃木県の実現を目指す。

### ●ドライブレコーダー情報の提供



### ●車内ステッカー



### ●下野新聞H28.7.16抜粋



### タクシーこども110番

県内では「こども110番」に協力している事業者は23社447台になります。



栃木県タクシー協会及び栃木県個人タクシー協会と栃木県警察本部は『地域安全パトロール活動』の一環として「こども110番」を各地域にて実施している。子どもを犯罪者から守るため、地域の店舗だけでなくタクシーも駆け込み場所として登録してある。なお、車体シールの大きさは9cm×9cmでステッカー掲示の期間は定められていないので、一度貼ったステッカーは車両の入れ替えをするまで貼ったままの状態である。以後新車両にはステッカーは順次貼っていくこととする。

## 地域計画の目標ごとの達成状況

### 地域計画の目標〔⑦ タクシー運転者の労働条件の改善・向上 ⑧ 事業経営の活性化・効率化〕

#### タクシー乗務員数及び平均年齢の推移

年度	乗務員数	19年度末比指数	平均年齢
平成21年度末	2,706人	96.1%	59.6才
平成22年度末	2,622人	93.1%	59.9才
平成23年度末	2,502人	88.8%	60.4才
平成24年度末	2,393人	85.0%	60.9才
平成25年度末	2,233人	79.3%	61.1才
平成26年度末	2,194人	77.9%	61.7才
平成27年度末	2,233人	79.3%	61.1才
平成28年度末	2,194人	77.9%	61.7才

【（一社）栃木県タクシー協会調べ】

#### タクシー乗務員の給与等の推移

年	県内タクシー運転者 (男性)平均年間給与額	20年比指数	県内全産業労働者(男性) 平均年間給与額	20年比 指数	全産業労働者との給与 比率
平成21年	2,255千円	76.0%	4,084千円	93.8%	55.2%
平成22年	2,698千円	91.0%	4,147千円	95.3%	65.0%
平成23年	2,791千円	94.1%	4,212千円	96.8%	66.2%
平成24年	2,824千円	95.2%	4,214千円	96.8%	67.0%
平成25年	2,805千円	94.6%	4,185千円	96.2%	67.0%
平成26年	2,865千円	96.6%	4,322千円	99.3%	66.2%
平成27年	2,923千円	98.6%	5,261千円	121.0%	55.6%
平成28年	2,928千円	98.8%	5,317千円	122.0%	55.1%

【厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」 抜粋】

国自旅第 266 号  
平成 28 年 12 月 27 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成 26 年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 64 号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成 28 年 4 月に策定した「タクシー革新プラン 2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

については、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

### I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年 4 月 1 日～3 月 31 日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年 6 月末日
- ④ 公表時期：毎年 8 月（平成 29 年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

## II フォローアップの内容

### 1 適正化事業について

#### (1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：当該期間における減車等台数・実働率

※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

#### (2) 労働環境改善に向けた取組状況

##### ① 特定地域等指定基準に基づく指標

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

##### ② 賃金の改善度

調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間

調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等

※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ③ 運転者負担の解消割合

調査対象期間：年度末時点

調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、  
回送時の高速料金、公共的割引料金 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ④ 平均車齢の改善度

調査対象期間：年度末時点

調査項目：平均車齢

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面

での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等  
※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、  
タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

## 2 活性化事業について

### (1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点

調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、  
タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

### (2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

## 3 評価手法

### (1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

### (2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価

する。

- ・地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

#### 4 公表の内容・方法

##### (1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2) により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

##### (2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1 (1)、(2)、2 (1) の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

#### 5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

別添

国自旅第266号の2  
平成28年12月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

**フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果(県南交通圏)**

事業者数 (h29.3末法人)	車両数 (h29.3末法人)	運転者数 (h29.3末法人)
32	496	587
(出展) 関東運輸局調べ		栃木県タクシー登録センター

\* 全ての計算は小数点以下を切り捨て処理とする。

**1.妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0%	0	-	0%
H27	0	-	0%	0	-	0%
H28	0	-	0%	0	-	0%

**2.UD研修受講者数及び受講運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	3	-	9%	11	-	1%
H27	4	133%	12%	18	163%	3%
H28	3	75%	9%	18	100%	3%

**3.観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	1	-	3%	0	-	0%
H27	1	100%	3%	0	-	0%
H28	1	100%	3%	0	-	0%

**4.外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0%	0	-	0%
H27	0	-	0%	0	-	0%
H28	0	-	0%	0	-	0%

**5.アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	2	-	6%	64	-	12%
H27	2	100%	6%	64	100%	12%
H28	4	200%	12%	97	151%	19%

**6.UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	4	-	12%	9	-	1.81%
H27	4	100%	12%	9	100%	1.81%
H28	4	100%	12%	9	100%	1.81%

**7.環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	1	-	3%	2	-	0%
H27	2	200%	6%	3	150%	0%
H28	3	150%	9%	4	133%	0%

8.先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0.00%	0	-	0.00%
H27	0	-	0.00%	0	-	0.00%
H28	0	-	0.00%	0	-	0.00%

9.クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	4	-	12%	101	-	20%
H27	5	125%	15%	106	104%	21%
H28	6	120%	18%	164	154%	33%

**フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果(塩那交通圏)**

事業者数 (h29.3末法人)	車両数 (h29.3末法人)	運転者数 (h29.3末法人)
19	231	272
(出展) 関東運輸局調べ		栃木県タクシー登録センター

\* 全ての計算は小数点以下を切り捨て処理とする。

**1.妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0%	0	-	0%
H27	0	-	0%	0	-	0%
H28	0	-	0%	0	-	0%

**2.UD研修受講者数及び受講運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	2	-	10%	12	-	4%
H27	2	100%	10%	12	100%	4%
H28	2	100%	10%	11	91%	4%

**3.観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	3	-	15%	13	-	4%
H27	4	133%	21%	13	100%	4%
H28	4	100%	21%	10	76%	3%

**4.外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア**

年度	事業者数			運転者数		
	会社数	対前年比	全体比率	認定者数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0%	0	-	0%
H27	0	-	0%	0	-	0%
H28	0	-	0%	0	-	0%

**5.アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	1	-	5%	54	-	23%
H27	2	200%	10%	54	100%	23%
H28	3	150%	15%	54	100%	23%

**6.UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	1	-	5%	1	-	0.43%
H27	1	100%	5%	1	100%	0.43%
H28	1	100%	5%	1	100%	0.43%

**7.環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア**

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	5	-	26%	14	-	6%
H27	5	100%	26%	17	121%	7%
H28	4	80%	21%	18	105%	7%

8.先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	0	-	0.00%	0	-	0.00%
H27	0	-	0.00%	0	-	0.00%
H28	1	-	5.26%	1	-	0.43%

9.クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

年度	事業者数			導入車両数		
	会社数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体比率
H26	2	-	10%	65	-	28%
H27	6	300%	31%	89	136%	38%
H28	7	116%	36%	95	106%	41%

## フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標

## ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

栃木県内には認定制度が無いが、塩那交通圏には独自に「妊婦・子ども向けタクシー」の導入に取り組んでいる事業者（1者）がある。調査結果においては導入促進には至っていないが、更なる導入促進に向け両交通圏とも今年度に1者の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○チャイルドシートの導入（県南、塩那）

## ② UD研修受講者数及び受講運転者数シェア

平成25年4月より、タクシー協会において「ユニバーサルドライバー研修」を開始し、平成29年5月末現在、研修受講者は県内で145名となっている。⑥のUDタクシーの導入を踏まえ、今年度中に県内の研修受講者200名（両交通圏とも9名追加受講）を目標とする。

（地域計画記載事項）

○ユニバーサルドライバー研修の受講の促進（県南、塩那）

## ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

栃木県内には認定制度が無いが、両交通圏とも独自に「観光タクシー」を導入している事業者（県南：1者、塩那4者）がある。調査結果においては導入促進には至っていないが、更なる導入促進に向け両交通圏とも今年度に1者の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○観光タクシーの運行（県南、塩那）

○観光タクシー乗務員に主要観光地の観光案内講習会の実施（県南、塩那）

○地域の文化・産業と連携した特色のあるタクシーの運行（県南、塩那）

## ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

平成28年10月より、タクシー協会において、「タクシー運転者おもてなし研修」が開始され、当該研修において、指差しシートを用いた外国語講習が実施されており、平成29年5月末現在で、研修受講者は521名（県内タクシー運転者の23%）となっている。

外国人観光客が多く訪れる地域であることを踏まえ、2020年までに県内タクシー運転者の80%の受講を目標とする。

（地域計画記載事項）

○外国語会話集（指差しシート）の作成、携行と車体表示（県南、塩那）

○接客サービス講習会の実施（県南、塩那）

⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

両交通圏とも一部の事業者（県南：4者97両、塩那：3者54両）において独自のシステムによりアプリ配車が導入されている。過去3カ年の導入率等を考慮し、両交通圏とも、今年度に1者の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○記載なし（県南、塩那）

⑥ UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

両交通圏とも一部の事業者（県南：4者10両、塩那：1者1両）において導入されているが、導入車両数は横ばいの状況にある。しかしながら、本年6月に栃木県にUD車両の導入補助制度の創設要望書を提出したこと、また、本年に JapanTaxi の販売が予定されていることなどから、県内として今年度に37両（県南：6両、塩那：6両）の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○ユニバーサルデザインタクシーの導入促進（県南、塩那）

⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

JapanTaxi が環境対応車両（LPG ハイブリッドシステム）であることから、⑥の目標設定と同様に、県内として今年度に37両（県南：6両、塩那：6両）の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進（県南、塩那）

⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

JapanTaxi が先進安全自動車であることから、⑥の目標設定と同様に、県内として今年度に37両（県南：6両、塩那：6両）の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○記載なし（県南、塩那）

⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

両交通圏とも一部の事業者（県南：6者164両、塩那7者95両）において導入しており、過去3カ年の導入率等を考慮し、両交通圏とも、今年度に1者の追加導入を目標とする。

（地域計画記載事項）

○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入（県南、塩那）